

各県立学校長 殿

県教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)

本県警戒レベル第 4 段階時における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和 3 年 4 月 12 日から警戒レベルが第 4 段階に引き上げられることとなりました。また、本県においては、年度末から新型コロナウイルス感染症新規感染者数等が増加し、児童生徒等の感染者数等も増加傾向にあります。

このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があることから、各学校においては、発熱や風邪症状を有する児童生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するよう御指導をお願いします。

なお、本通知は、令和 3 年 1 月 27 日付け教保第 1612 号「緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)」による通知内容と同様の措置であり、期間のみ変更となっていることを申し添えます。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

1 対象 地域の感染レベルが 3 の学校

2 期間 本日から本県警戒レベル第 4 段階終了日まで

3 対応方法

(1) 上記理由で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認させ、その指示に従うよう指導する。

「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

発熱等の風邪症状を有する者は、原則として医療機関の受診を勧めることとするが、受診しなかった児童生徒等については、事前に学校医と相談した上で、2 の期間は、下記の対応としても差し支えないこととする。

再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間が経過していること。

※ 上記については、令和 2 年 12 月 25 日付け教人第 1496 号「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」P 2 の 2. (1) ③を参考に作成している。

※ 上記期間は「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。

5 添付資料

(1) 参考 1

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & Aについて」(文部科学省 HP より)

<学校設置者・学校関係者向け>

②感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等の対応に関すること

HP https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.html#q2

(2) 参考 2

令和2年12月25日付け教人第1496号

「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

P 2 の 2. (1) ③

6 その他 地域の感染レベルが2以下の学校については、これまでの対応に変更はありません。

令和3年1月6日付け教保第1526号「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和3年1月6日版)」を御確認ください。

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ

電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472

E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp